

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

1. 案内情報

手続名	: 原子炉の設置に係る変更の許可
手続根拠	: 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第26条
手続対象者	: 原子炉設置者
提出時期	: 法第23条第2項第2号から第5号まで及び第8号に掲げる事項を変更しようとする場合
提出方法	: 国土交通省海事局検査測度課へお問い合わせください。
手数料	: なし
添付書類・部数	: 国土交通省海事局検査測度課へお問い合わせください。
申請書様式	: 国土交通省海事局検査測度課へお問い合わせください。
記載要領・記載例	: 国土交通省海事局検査測度課へお問い合わせください。

2. 窓口情報

提出先: 国土交通省海事局検査測度課
受付時間: 提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口: 国土交通省海事局検査測度課

3. 手続情報

審査基準 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
同法施行令及び実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則
標準処理期間: 変更の内容により異なります。国土交通省海事局検査測度課にお問い合わせ下さい
不服申立方法: 行政不服審査法の規定による。